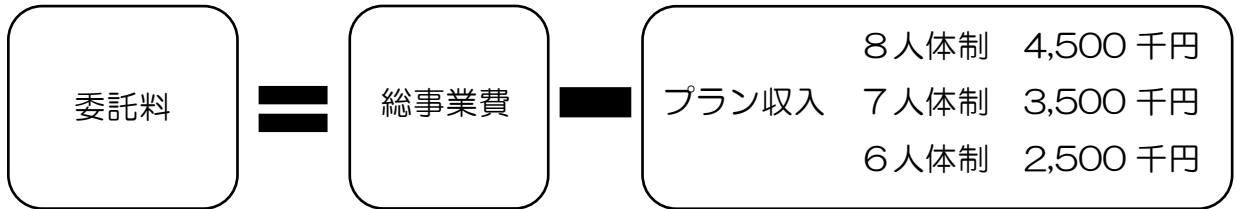


令和8年度地域包括支援センターの予算案について

1 令和8年度の春日井市地域包括支援センターの委託料内訳

(1) 運営事業委託料



総事業費の積算内訳

賃金の上昇を踏まえ、人事院勧告を参考として人件費を3.3%増額する。

人件費：(4,738 千円＋専門職加算 618 千円) × 1.033 × 配置すべき職員数

事務費：人件費の 12%

担当地区の 75 歳以上人口	職員体制	年間委託料 (千円)	箇所数	該当する 地域包括支援センター
5,001 人以上	8人程度	45,085	2	高森台・石尾台、中部
4,001 人以上 5,000 人以下	7人程度	39,887	3	藤山台・岩成台、西部、 味美・知多
4,000 人以下	6人程度	34,689	7	坂下、高蔵寺、南城、 松原、東部、鷹来、柏原

※職員体制の基準は、2030年度を目途に必要な見直しを行う。

前回提示内容から変更した内容

前回提示案	職員体制の人数に欠員があった場合、欠けた人数と月数に応じて委託料の返還を求める。
今回提示内容	<ul style="list-style-type: none"> 職員体制の人数は業務量に対して想定される配置人数とし、想定人数に対して欠員があっても、欠員を理由とする委託料の返還は求めない。 基準は2030年度を目途に必要な見直しを行う。

(2) 地域協議会開催

1 センターあたり 200 千円（12 センター）

(3) 家賃加算

- ① 法人が運営する他の事業所等と同一敷地外に、保有する施設以外で建物を賃借する場合

加算の上限は年間 90 万円とし、支払う家賃の 2 分の 1 を加算する。

【該当センター：藤山台・岩成台、高蔵寺、味美・知多】

- ② 担当地域が広範囲等によりサブセンターを設置する場合

加算の上限は年間 45 万円とし、支払う家賃の 4 分の 1 を加算する。

【該当センター：中部】

(4) 評価に係る加算

令和 7 年度評価結果に基づき、基準のいずれかを上回る評価を得たことに対し、評価に応じた加算を行う。

評価	評価基準
秀	・取組内容の評価に「◎」が3個以上 もしくは ・業務量評価が15点以上
優	・取組内容の評価に「◎」が2個以上 もしくは ・業務量評価が10点以上
良	・取組内容の評価に「◎」が1個以上 もしくは ・業務量評価が5点以上
標準	・取組内容の評価が全て「○」 かつ ・業務量評価が5点未満
可	・取組内容の評価に「◎」が無く、「△」がある かつ ・業務量評価が5点未満

- ① 加算の対象とする評価
標準を超えた評価（秀、優、良）
- ② 加算額
秀 10万円×配置すべき職員数
優 7万円×配置すべき職員数
良 5万円×配置すべき職員数

地域包括支援センター名	加算単価(千円)	配置すべき職員数(人)	加算額(千円)
坂下	70	6	420
高森台・石尾台	100	8	800
藤山台・岩成台	70	7	490
高蔵寺	70	6	420
南城	50	6	300
松原	50	6	300
東部	100	6	600
鷹来	50	6	300
柏原	100	6	600
中部	70	8	560
西部	70	7	490
味美・知多	70	7	490

2 基幹型地域包括支援センター

(1) 運営事業委託料 30,610千円

(2) 評価に係る加算

令和7年度評価結果に基づき委託費に加算する。

地域包括支援センター名	加算単価(千円)	配置すべき職員数(人)	加算額(千円)
基幹型	70	6	420